

別添 2

不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市要綱第2条(2)に規定する「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助(以下「本事業」という。)」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この事業による補助を受けることができる対象者(以下「対象者」という。)は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、岡崎市長が国要綱別添2-1の4.(2)の規定を踏まえ、個別に補助の対象としたものについては、この限りではない。

- (1) 岡崎市に住民票を有する妊婦であること。
- (2) 国要綱別添2-2の要件を満たす自治体において検査を受検していること。
- (3) 他の自治体を実施する国要綱に基づく本事業の補助を受けていないこと。
- (4) 検査受検時点で新型コロナウイルス感染症を疑う症状がなく、受検前に国要綱別添2-2の3.(1)に規定される検査実施機関のうち、産婦人科医師(産婦人科専門医)が在籍している機関(以下「検査実施機関」という。)に対して、岡崎市長が定める「ウイルス検査申込書」(第1号様式)または他自治体が定める国要綱に準じた事業の申込書を提出し、検査実施機関による国要綱別添2-2の3.(2)②に規定される適切な検査前説明を受けていること。
なお、検査実施機関は、妊婦が適切な検査前説明を受けたことを確認できるよう、提出された検査申込書について、検査を実施した年度から5年間保管するものとする。
- (5) 令和5年9月30日までに検査を実施していること。

(補助内容)

第3条 検査実施機関で受けた検査に要した費用に対し、1人の妊婦につき1回の検査に限り予算の範囲内において助成するものとし、9千円を限度とする。

(交付申請)

第4条 本事業による補助を受けようとする者は、以下のいずれかの方法により、検査費用の補助申請を行う。

- (1) 検査を受検した対象者が直接検査費用の補助を受けるとき。
対象者は令和5年12月28日までに、「ウイルス検査事業費補助金申請書兼実績報告書」(第2号様式)(以下「申請書兼実績報告書」という。)を岡崎市長に提出しなければならない。
- (2) 検査を受検した対象者が、検査実施機関に対し、本事業にかかる補助金の請求及び受領を委任したとき。
委任を受けた検査実施機関は、「ウイルス検査事業費補助金事業請求書」(第3号様式)(以下「請求書」という。)に申請書兼実績報告書を添付して、岡崎市長へ提出するものとする。

なお、請求書の提出にあたっては、検査実施機関は検査実施月分の申請書兼実績報告書をまとめて翌月 10 日又は当該年度の 12 月 28 日のうちいずれか早い日までに提出するものとする。

- 2 申請書兼実績報告書には、検査実施機関が発行した検査に要した費用の確認が出来る領収書を添付しなければならない。ただし、申請書兼実績報告書の検査に要した費用証明欄に検査実施機関による記載がある場合は、添付を省略することができる。

(交付決定及び額の確定)

第 5 条 岡崎市長は、前条に定める書類を受領したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(通知)

第 6 条 前条の規定による交付決定の通知は、申請書兼実績報告書提出者宛てに「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助金交付決定通知兼額の確定通知書」(第 4 号様式)により通知するものとする。

- 2 前条の規定において交付をしない決定をしたときは、申請書兼実績報告書提出者宛てに、「不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業費補助金不承認通知書」(第 5 号様式)により通知するものとする。

(交付)

第 7 条 岡崎市長は、第 5 条の規定により交付決定した場合、補助金を交付する。

- 2 補助金は、対象者からの請求に基づき、対象者若しくは委任を受けた検査実施機関が指定した口座への振込により交付する。

(補助金の返還)

第 8 条 岡崎市長は、第 5 条の規定により交付決定を受けた対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合、その交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条で定める対象者でないことが明らかになったとき。
- (2) 第 4 条の規定により提出された申請書兼実績報告書または請求書に虚偽又は不正が判明したとき。

- 2 岡崎市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた対象者に対し返還を命ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 10 月 15 日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 11 月 10 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年5月8日から施行する。